平成２４年（フ）第３４２７号
大阪市中央区大手通２丁目３番15号
破産者　協同組合アルファ
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０３３号
大阪市中央区伏見町２丁目６番６号
破産者　株式会社アド・ビューロー
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６５９号
大阪市西区立売堀５丁目１番11―1005号
破産者　マークポイント株式会社
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８５４号
大阪市淀川区三津屋南３丁目８番31
破産者　株式会社ひろや
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８５６号
大阪市淀川区野中南２丁目２番３号
破産者　有限会社ヒロ食品
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９３号
広島市中区八丁堀２番４号101
破産者　有限会社アベニュー
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０８号
愛媛県西条市上市甲72番地
破産者　株式会社ショーワ
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１５１９３号
東京都新宿区北新宿１丁目16番27号
破産者　株式会社ニッコジャパン
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１９４号
大韓民国ソウル特別市ソチョ区ウミョン洞70　ＫＯＬＯＮアパート105棟601号、住民票上の住所東京都新宿区北新宿４丁目８－２―402
破産者　小出周煥こと　金　　周煥
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２０号
東京都国分寺市西町５丁目22番地都営国分寺西町５丁目アパート９―302
破産者　井上　　青
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２５５４号
神奈川県藤沢市宮原1234番地６
破産者　有限会社アトミック
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２８号
長野県千曲市大字羽尾1309番地
破産者　有限会社大田縫製
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２５２号
岐阜県羽島郡岐南町八剣北１丁目55番地の１サンライズガーデン302号室、申立時の住所岐阜市五坪２丁目２番２―404号　モアグレース田神Ⅱ
破産者　鈴木　千秋
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１７号
京都市山科区小山姫子町９―１ファミールＴ・Ｃ．ＡＣＴⅡ202号
破産者　株式会社竹谷組
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８１４号
京都市中京区富小路通押小路上ル俵屋町195番地
破産者　東洋林産株式会社
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３１２号
高知市一宮中町３丁目21番20号
破産者　有限会社サイクルサポート高知
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８号
宮崎市田野町甲2739番地12　エーボン90―102号
破産者　齊藤　　満
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８８号
宮崎県都城市上川東２丁目４号６番地
破産者　株式会社西田工務店
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３３９号
茨城県筑西市外塚719番地
破産者　金子明夫こと　金　　次壽
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１５０７号
札幌市西区山の手３条４丁目２番25号　リンダビスタ山の手201号
破産者　高橋　康男
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５３８号
札幌市東区北19条東８丁目４番20号
破産者　片平　　順
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部